


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市税条例等の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、東大和市税条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人住民税における基礎控除等の見直し ② 生産性革命の実現に向けた固定資産（償却資産）の特例措置の導入 ③ 市たばこ税の税率引き上げ等 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成33年1月1日 ② 生産性向上特別措置法の施行の日 ③ 平成30年10月1日から段階的に施行 <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び③ 地方税法に即した適正な課税が行える ② 中小企業の生産性向上につながる設備投資が促進される 					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに第2回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。